

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について津島市に対し、意見書を提出することができる。

令和4年11月11日

津島市長 日 比 一 昭

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画道路3・5・727号又吉昭和線（廃止）

名古屋都市計画道路3・4・730号花正莪原線（廃止）

名古屋都市計画道路3・5・329号昭和南本町線

名古屋都市計画道路3・4・728号橋詰又吉線

名古屋都市計画道路3・4・729号立込埋田線

2 都市計画を定める土地の区域

名 称	起 点	終 点	主な経過地
3・5・329号昭和南本町線	津島市昭和町 2丁目	津島市南本町 7丁目	津島市今市場町 2丁目
3・4・728号橋詰又吉線	津島市橋詰町 2丁目	津島市又吉町 2丁目	
3・4・729号立込埋田線	津島市立込町 2丁目	津島市埋田町 1丁目	

3 縦覧場所

津島市建設産業部都市計画課

4 縦覧期間

令和4年11月11日から令和4年11月28日まで